

3-1 就業規則について規定する法律

労働基準法

第1章 総則	(1条～12条)
第2章 労働契約	(13条～23条)
第3章 賃金	(24条～31条)
第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇	(32条～41条)
第5章 安全及び衛生	(42条～55条)
第6章 年少者	(56条～64条)
第6章の2 女性	(64条の2～68条)
第7章 技能者の養成	(69条～74条)
第8章 災害補償	(75条～88条)
第9章 就業規則	(89条～93条)
第10章 寄宿舎	(94条～96条の3)
第11章 監督機関	(97条～105条)
第12章 雑則	(105条の2～116条)
第13章 罰則	(117条～121条)
附則	(122条～137条)

労働契約法 [6条～13条] 労働契約の成立及び変更

平成 20 年 3 月 1 日、労働契約法が施行された。

これにより、現在、就業規則について規定する法律は、大きく労働基準法と労働契約法がある。

労働基準法は、第 89 条から 93 条に、労働契約法は、第 7 条から 13 条に就業規則に関する規定を置いている。